

分会長は増し刷りをし、管理職と会計年度任用職員も含めた全職員に配布してください。

# 高教組新聞 全職員配布版

2025年7月10日(木)  
発行 長崎県高等学校教職員組合  
〒856-0013 長崎市中川2丁目2-5  
☎ 095(827)5882  
✉ naga-kks@fsinet.or.jp  
文責 書記長 岡山英生

「自分のボーナス（一時金、期末・勤勉手当）が少ない！」。  
6月30日の一時金支払い日、4人の教職員が疑問の声を上げました。昨年度まで長崎商業で講師を務め、今年度、県立高校に新採用で赴任した方々です。

長崎商業は市立ですが、人事異動は県立と連動して行われます。異動時には形式上退職扱いになりますが、退職金が支払われるわけではありません。このため一時金は県立高校間の異動の場合と同様に基準日である6月1日以前の6ヶ月について在職状況を踏まえて支払われます。

ところが、昨年度まで長崎商業の講師で、今年度、県立高校に新採用となつた方々については、4月以降の2ヶ月間の額しか支払われていませんでした。そのうちの一人が事務室に確認しましたが、県の指示を受けての対応で、なぜそうなったかは不明とのことでした。それでその方は長崎商業の分会長に相談。分会長は長崎支部長に相談し、7月2日、長崎支部長から本部に連絡がありました。

本部は県教委に状況を伝え理由を質し、制度上の不備ならば改正するよう、ミスならば急ぎ対応するよう求めました。

4日、県教委は制度上の不備はないとして、不足分を7月の賃金に上乗せして支払うと高教組に約束しました。本部は過去に同様のケースがなかったか確認するよう求めました。

7日、県教委は、ミスを認め、昨年度以前は適切に対応したと回答。本部は県教委に再発がないよう求めました。

## 県に確認し交渉できるのは組合だけ

今回の件のように、勤務面で疑問に思うことがあっても個人で直接県教委に確認したり交渉することは制度上できません。組合を通じての対応となることが地方公務員法で定められています。ですので組合に加入することと、組合を強く大きくしていくことが、安心して働くためには重要です。

一部にボーナスを過少払い  
高教組、県教委に指摘し、理由を質す。  
県教委、ミスを認め、不足の支払いを約束。



Web



X



Instagram



facebook